



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 セイコーホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 中村 吉伸
(コード番号 8050 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 田嶋 直樹
(TEL 03-6739-3111)

取締役の報酬制度見直しのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役の報酬制度の見直しを行い、新たに業務執行取締役（非業務執行取締役および社外取締役を含みません。）に対し、業績連動賞与制度および業績連動型株式報酬制度（以下、両制度をあわせて「業績連動報酬制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。これにより、取締役の報酬額の改定および業績連動型株式報酬制度の導入について、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 155 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 業績連動報酬制度導入の目的

本制度は、当社の業務執行取締役の報酬に関し、短期および中長期の会社業績ならびに株式価値との連動性をより明確にすることにより、業務執行取締役が当社の持続的な成長と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであります。

2. 本株主総会への提案の概要

(1) 取締役の報酬額の改定

現在の取締役の報酬額につきましては、平成 9 年 6 月 27 日開催の第 136 回定時株主総会において月額 3,500 万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、業務執行取締役に対し、各事業年度の業績に基づく業績連動賞与の支給を可能とするため、かかる報酬枠を月額から年額に改め、年額 4 億 2,000 万円（現行の月額 3,500 万円の 12 倍の額）以内とし、固定の月額報酬および業績連動賞与のための報酬枠とさせていただきたく、本改定に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

(2) 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入

本制度は、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位および中長期業績指標の達成度等により定まる数のポイントを業務執行取締役に付与し、退任時に当該累積ポイントに応じた当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。業務執行取締役に対し、退任時に当社株式

等を給付することから、業務執行取締役が株主の皆さまと利害を共有し、中長期的な業績や株価を意識した経営を動機づける制度となっております。

本制度の導入にあたっては、信託を通じて当社株式等を給付する株式給付信託「B B T (=Board Benefit Trust)」を採用する予定です。

なお、本制度の詳細につきましては、当社の本日付開示資料「業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上